

井原市防犯機能付き電話機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺その他の電話を用いて違法又は不当に財物を交付させる手法（以下「特殊詐欺等」という。）による高齢者被害の防止を図るため、防犯機能付き電話機器等を購入し、及び設置する者に対し、予算の範囲内において井原市防犯機能付き電話機器購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす世帯主とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる防犯機能付き電話機器（以下「補助対象機器」という。）を購入する日において、市内に住所を有し、かつ居住する満65歳以上の者が含まれている世帯
- (2) 世帯員全員が、市税を滞納していないこと。
- (3) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象機器)

第3条 補助対象機器は、市内の店舗又は事業所で購入した、被害を未然に防止するための機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であつて、補助対象者及びその世帯員が居住する住宅に設置し利用するもので、通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有するものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象機器の購入費及びその設置に直接要する費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者に対して1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象機器を購入した日の属する年度の末日までに、井原市防犯機能付き電話機器購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 品名及び経費の支出を証する書類
- (2) 保証書その他機器番号が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、井原市防犯機能付き電話機器購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助利用者」という。）は、速やかに井原市防犯機能付き電話機器購入補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第8条 市長は、補助利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助利用者に対し、その返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第8条及び第9条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。